

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第6 発議第3号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、を議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

おはようございます。発議第3号の件でございます。発議案を朗読しながら説明をさせていただきます。

発議第3号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年12月4日、提出者、開成町議会議員、前田せつよ。賛成者、井上三史、同じく佐々木昇、同じく石田史行。

提案理由、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢等を勘案し、出産の場合の欠席の届出について新たに規定するため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

それでは、おめくりください。条例の内容を説明いたします。

開成町議会規則第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則。

開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

この規則改正は、女性議員が活躍できる環境を整備するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう、会議規則を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、本会議の欠席の届け出について定めております第2条におきまして、現行では欠席の理由を事故のためとしておりますところを、新たに出産を理由とした欠席につきまして明確に規定するため、第2項を追加し、規定の整備を行うとするものでございます。

なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番議員、山田貴弘です。このたびの発議については議運で検討している内容だとは思うのですが、提出者、前田議員にお伺いしたいと思います。

このたびの定例会にて、議員の発議として提案したタイミングですね。以前、投げかけしたときには、ゆっくりいろいろな報酬面から含めた中で議論したほうがいいの

ではないかということで、取り急ぎしなくてもいいのではないかという提案を、実を言うと自分から投げかけていると思うのですが、開成町の議会というのは基本条例の中で、議員全員で合意形成を結びながら、まとめていくという方向性が示されていると思うのですが、議運で議論したものを今回12月議会に、事前合意しないで発議として出された時間的なタイムスケジュールというのか、どうしてこんな急いだのかという部分を1点聞きたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

お答えをいたします。今、山田議員のおっしゃるとおりの経緯があったことは事実でございます。現在、議会運営委員会としまして、急がずにという中で、一番の課題となるのは、やはり報酬に関する減額規定等々もここに絡んだ形で、あわせて改正というようなことができるのではないかということが一番の大きなものでございました。

しかしながら、現在、議会運営委員会では、基本条例等々の見直しを諮っているという現状がございますので、減額規定は別途議論をすればいいということが1点と。

あと、来年には18歳の方々も選挙権を有するということになった観点から、やはり本議会は、改選時期は今年度の4月であったわけではございますが、議会として女性に対する、また出産に対する対応も、このような形で変えたのだと町民にお示しするのも、今の時期のタイミングとしてはふさわしいのではないかという判断で、12月のこの時期に提案、発議として出させていただいた経緯がございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。そのほかに聞きたいのが、提出者の方というのは、どちらかというとまとめる側になるので、賛成者ということで、三者の賛成者が出ていているのですが、いろいろな議論はされているとは思うのですが、基本的に欠席届、2条1項の部分で、事故のためという部分で、議長に届け出なければならないという強い言葉で、ある意味、強制力のある文言が出されているものを、出産で休むというのは反対ではないのですが、議長に欠席届を提出することができるという、できる規定にしている。我々議会というのは、欠席するときに届け出をちゃんと出して、町民に説明責任を果たすという責任があるのではないのかなという部分で、出産を理由に欠席するのは、別に届け出をちゃんとすれば問題ないとは思うのですが、こここのところで、できる規定にしたというのは、自分からすると、この文言を見ていくと、女性が出産することに対して軽視しているのではないのかなと捉えるのですよ。であれば、届け出なければならないで、いいのではないのかなと思うのですが、当然、各地区で同じような文言が出ているのだとは思うのですが、そこら辺の精査をちゃんとしたのかどうか。その部分、賛成した方の意見を聞きたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

まず、提出者からが順当だと思います。

前田議員。

○4番（前田せつよ）

それでは、賛成者の前に、提案者としてお答えさせていただきます。この文言をどういうふうに捉えるかという形かなと思うところでございますが、あらかじめ議長に欠席届を提出するという形になると、逆を返せば、出産をした場合は休まなければならないというような読みかえができるのではないかなど。女性の出産に関しては、大変重い方もいらっしゃいますし、大変軽くて、産後早く回復される方もいると。また、県内を見回しても、助産師さん、それから産婦人科医院によりましても、産後1週間、養生をとって入院される方もいれば、3日以内で、また、助産師さんの場合はもっと早くご自宅に帰る等々というようなことを考えると、逆に休まなければならないというような表現になってしまふのではないかということを考えて、提出することができると、できる規定に、あえてこの文章化をした経緯がございます。

また、議員というのは特別職の公務員ということで、我々は一般職の公務員とは区別されている存在でございまして、また、自己責任、自己完結が大変に重要なふるまいの一つであると考えておりますところ、提出できると、できる規定に決定をさせていただいた経緯でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかの賛成者の方で意見はありますか。

佐々木委員。

○1番（佐々木昇）

私も以前のことでの、なかなかあれなんですけれども、日数をもっと細かく定めるようなところも議論されたのですけれども、この辺は、私としては、今後そういうことも含めながら議論というのもありなのかなということを含めながら、先ほど提出者から話がございました、18歳からの選挙権など、そういう時期とかを考えたところで、今やわらかい言い方と言いましたらあれですけれども、こういう幅の広いような形で、私はいいのかなということで、こういう形にしていただきました。

○議長（茅沼隆文）

ほかにありますか。

井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。タイミングですけれども、実は、この改正については県内市町村全て同じような歩調で動いております。国も文面で明記をしているところが多いので、開成町においても、早過ぎもせず、遅れもとらず、12月あたりがタイミング的にはいいのかなと判断いたしまして、賛成させていただきました。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○ 4 番（前田せつよ）

済みません。追加を 1 点させてください。議員が出産のため出席できないという文言の中で、議員が出産するためという形にしてございませんのは、男性議員が配偶者の出産に係る関係で休みをとりたいというようなことも網羅した形で、この文言を示している経緯がございますことを申し添えたいと存じます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ありますか。

では、山田議員。

○ 2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。今回の 2 条の改正というのは、出産の内容が云々ではなくて、欠席の届け出、要するに届け出に対するルールというものを明記していると考えているのです。基本的には、正当な理由なく欠席を続ける議員に対して、理由を書く、ないし述べて、議長の届け出をして、オーケーというのですか、町民から聞かれたときに、あの人はなぜ休んでいるんだというときには、こういう手続に基づいて、ちゃんと欠席届を出していますよという流れになると思うんですよ。

仮に前田議員が言われる、その内容を明記するのであれば、ほかの条文に持っていたいかけたほうがよかったのかなと。なぜこここの部分で出産を明確にするという意図を入れなければいけないのかというのが、ちゃんと条文でほかの部分に明記すれば何ら問題がないことであって、右倣えではないですけれども、全国が一斉にこういう条文を入れ込んで会議規則を修正しているから、はやりに乗ってやるんだという考えではなくて、開成町は開成町らしさの中で、若い議員さんが今度出てきたときに、そういう人たちに、そういう身分というのですか、出産で欠席しても誰からも文句が言われないんだよという環境整備をするのには、そこまで深く考えた部分で議論すべきではないのかなとすごく感じているのですよ。

だから、単に周りから同じような条文が出ているからという議論で果たしていいのかどうか。その 1 点が自分は理解できていないのと。

あと、先ほど前半に言った、議会基本条例の 11 条 2 項の部分で、合意形成に努めるということは大変重要なことで、たまたま今回は出産という部分で提案しているので理解はできるのですが、これが違う角度で出てきた場合に、今回のやり方でいいのかというところでは、ちょっと不満があるという部分で、提出及び賛成した以上は、そこら辺の説明をきっちりしていただきたいと感じているところですが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○ 4 番（前田せつよ）

ほかの議会は早々にこの件、文言等々、特段の修正も加えずに、すぐさま早いほうがいいからという形で出された経緯のところも多いと聞いています中、本議会運営委員

会におきましては、頻繁に議運を開催している中で、先ほど申し上げてありましたように、基本条例の見直しや、さまざまな規則の見直し等々を勘案した中で、欠席届の第2条の中に組み込むことが妥当であるという捉え方で提出をさせていただきました。議会運営委員会の立場から、この結果に至ったということをまず1点申し上げたいことと。

あとこの件は、全国市議会議長会が、有村女性活躍担当大臣から女性議員が活躍できる環境を整備して、議会を活性化して、よりよい住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において、出産に伴う機会の欠席に関する規定を明確に設けていただくことをお願いしたいということを受けての標準市議会会議規則の改正をしたところから、こちらの経緯に至ったと。そういう流れも踏まえて、ここに発議として出させていただいたというところでございます。本議会運営委員会は、しっかりその中で議論できたと思っておるところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、これで質問を終了し、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、採決を行います。

発議第3号　開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多數）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立多數によって、可決いたしました。